

消 防 特 第 161 号
20201203 保 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長

(公 印 省 略)

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令の公布について

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年総務省・経済産業省令第 4 号）が本日公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 様式上に規定されている押印に関する事項

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和 51 年通商産業省・自治省令第 1 号）に規定する各様式における届出者等の押印については不要とし、各様式中の㊟マークを削除したこと。

第二 施行期日に関する事項（附則関係）

この省令は、公布の日から施行すること。

(連絡先)

消防庁特殊災害室

担当：勝本、竹中

TEL：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534